

下記の森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和3年9月1日

神河町長 山名宗悟



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	地目	面積ha	経営管理権の存続期間
R3-01-1	神河町作畑字東吹上 217-5	104	イ	山林	0.60	5年間 (2026.8.31)
	計				0.60	
R3-01-2	神河町作畑字東吹上 217-11	104	イ	山林	0.22	5年間 (2026.8.31)
	神河町作畑字東吹上 217-23	104	イ	山林	0.002	5年間 (2026.8.31)
	計				0.222	
R3-01-3	神河町作畑字東吹上 217-13	104	イ	山林	2.34	5年間 (2026.8.31)
	神河町作畑字東吹上 217-15	104	イ	山林	1.22	5年間 (2026.8.31)
	計				3.56	
R3-01-4	神河町作畑字東吹上 217-12	104	イ	山林	0.25	5年間 (2026.8.31)
	神河町作畑字猪野々垣内 267-2	104	ウ	山林	0.65	5年間 (2026.8.31)
	計				0.90	
R3-01-5	神河町作畑字東吹上 217-16	104	イ	山林	1.46	5年間 (2026.8.31)
	計				1.46	
R3-01-6	神河町作畑字猪野々垣内 267-1	104	ウ	山林	2.09	5年間 (2026.8.31)
	計				2.09	

整理 番号	所在・地番	林班	小班	地目	面積ha	経営管理権 の存続期間	備考
R3-02-1	神河町作畑字上垣内 350-3	105	ア	山林	8.02	5年間 (2026.8.31)	
	計				8.02		
R3-02-2	神河町作畑字上垣内 350-10	105	ア	山林	2.08	5年間 (2026.8.31)	
	計				2.08		
R3-02-3	神河町作畑字上垣内 350-11	105	ア	山林	0.07	5年間 (2026.8.31)	
	神河町作畑字上垣内 350-4	105	ア	山林	0.92	5年間 (2026.8.31)	
	計				0.99		
R3-02-4	神河町作畑字上垣内 350-14	105	ア	山林	1.68	5年間 (2026.8.31)	
	計				1.68		
R3-02-5	神河町作畑字上垣内 350-15	105	ア	山林	1.17	5年間 (2026.8.31)	
	計				1.17		
R3-03-1	神河町新田字千檀木 396-3	122	ウ	保安林	1.91	5年間 (2026.8.31)	
	神河町新田字俵野 112-2	122	ウ	保安林	0.67	5年間 (2026.8.31)	
	計				2.58		
R3-03-2	神河町新田字千檀木 396-1	122	ア	山林	0.26	5年間 (2026.8.31)	
	計				0.26		

2 縦覧場所 神河町役場地域振興課
神河町のホームページ (<http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/>)

3 本公告により、神河町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。